

### 青少年健全育成条例とは…

青少年の健全な育成に関する基本理念を明らかにするとともに、青少年を取り巻く社会環境を整備し、青少年をその健全な成長を阻害する行為から保護し、青少年の健全な育成を図るため、昭和59年に制定されました。

この条例に基づき、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある営業や行為を制限するなど、青少年の健全な育成に向けた環境づくりを推進しています。

### 主な経緯

昭和59年 3月 大阪府青少年健全育成条例の制定(S59.11施行)  
(主な改正)

平成 3年12月

・有害図書類指定制度の導入

平成15年 3月

・インターネット上の有害情報への対応

平成17年10月

・有害図書類指定制度の強化(包括指定制度の拡充)

・夜間立入制限施設など青少年の夜間外出を抑制する規制の導入

平成20年12月

・有害図書類指定制度の強化(団体指定の導入)

・出会い喫茶の規制→平成22年11月に法律整備を受けて削除

・有害図書類の包括指定基準の見直し

・有害玩具刃物類の規制の見直し

・立入調査の強化 等

平成23年 3月

・携帯電話のインターネット上の有害情報対策(フィルタリング解除手続きの厳格化)

・子供の性的虐待の記録の製造・販売・所持しない努力義務 等



## 大阪府青少年健全育成条例が改正されました



子どもたちを健やかに育てるために  
ダメなものダメ! とハッキリ言える大人に。

### 改正の主な内容

- いわゆる「JKビジネス」に関し、青少年に悪影響を及ぼすおそれのある営業を「有害役務営業」として、必要な規制を盛り込みました。  
(平成30年7月1日施行)
- ※「JKビジネス」とは、女子高校生等が客にマッサージをする、客と会話やゲームをして楽しませる等の接客サービスを売り物とする営業形態で、近年、大都市の繁華街を中心に出現し、多様な形態で営業されている。
- いわゆる青少年インターネット環境整備法が平成29年6月に改正されたことに伴い、規定の整備を行いました。  
(平成30年4月1日施行)

大阪府青少年健全育成条例に関する問い合わせ先



大阪府 青少年・地域安全室 青少年課 TEL06-6944-9150

## いわゆる「JKビジネス」への対応

### 改正の背景

近年、女子高校生等が客にマッサージをする、客と会話やゲームをして楽しませる等の接客サービス売り物とする、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業が大都市の繁華街を中心に出現し、多様な形態で営業されています。これらの営業形態の一部には、裏オプションと称して性的なサービスを提供する店舗が存在し、大阪府内においても18歳未満の青少年が性被害等に遭った事例も確認されています。このため、大阪府では、**大阪府青少年健全育成条例**を一部改正し、青少年に悪影響を及ぼすおそれのある営業を「有害役務営業」として、必要な規制を盛り込みました。**(平成30年7月1日施行)**

### 有害役務営業を定義 条例第3条第7号

- 「有害役務営業」には「店舗型有害役務営業(第3条第8号)」と「無店舗型有害役務営業(第3条第9号)」があります。定義は以下のとおりです。いずれも風俗営業適正化法に基づき、許可・届出をしている営業を含みます。

#### 【店舗型有害役務営業(第3条第8号)】

客の性的好奇心をそそるおそれがある、次のいずれかに掲げる営業

- イ 店舗において専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業(いわゆるリフレ)
- ロ 店舗において専ら客に異性の姿態を見せる役務を提供する営業(いわゆる撮影・見学・作業所)
- ハ 店舗において専ら異性の客に、営業に従事する者との会話の機会を提供し、又は営業に従事する者と遊興をさせる営業(いわゆるコミュニケーション)
- ニ 店舗を設け、営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させる営業(いわゆる散歩)
- ホ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業のうち、客に接する業務に従事する者に、水着、下着その他肌の露出部分が著しく大きい服装をさせ、又は着衣内の下着を客が見ることができるような姿態をさせるもの(いわゆる喫茶、ガールズ居酒屋、ガールズバー)

#### 【無店舗型有害役務営業(第3条第9号)】

客の性的好奇心をそそるおそれがある、①～③のいずれかの場所が府内にあるもので、イ～ロのいずれかに該当する営業

- ① 事務所、受付所、② 当該営業又は受付を行うための通信端末機器の存する場所、③ 客の依頼に応じて派遣される当該営業に従事する者と当該客とが接する場所
- イ 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの(いわゆるリフレ)
- ロ 専ら客に異性の姿態を見せる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの(いわゆる撮影・見学・作業所)
- ハ 専ら異性の客に、営業に従事する者との会話の機会を提供し、又は営業に従事する者と遊興をさせる営業で、当該会話し、又は遊興する者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの(いわゆるコミュニケーション)
- ニ 営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させる営業で、当該同伴をさせる者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの(いわゆる散歩)

### 有害役務営業を営む者(以下、「有害役務営業者」という)の禁止行為 条例第26条

- 青少年を「有害役務営業」において客に接する業務に従事させること(第26条第1項第1号・第26条第2項第1号) **【6月以下の懲役又は50万円以下の罰金】**
- 青少年を営業所に客として立ち入らせること(第26条第1項第2号) **【6月以下の懲役又は50万円以下の罰金】**  
無店舗型にあっては、客とすること(第26条第2項第2号)

### 有害役務営業者の義務 条例第26条第3項・第4項、第28条

- 広告宣伝の際に青少年の立入禁止の明示を義務付け(第26条第3項) **【罰則なし】**  
営業所入口に青少年の立入禁止の掲示を義務付け(第26条第4項) **【罰則なし】**
- 従業者名簿の備付け・保存を義務付け(第28条第1項、第2項) **【10万円以下の罰金】**
  - 営業所(無店舗型にあっては、事務所又は受付所)ごとに、従業者名簿を備えなければならない。
  - 名簿に記載する事項は、従業員の氏名、住所、生年月日、性別、採用年月日、従事する業務の内容、退職年月日
  - 名簿は、当該従業員が退職した日から3年間保存しなければならない。



### 全ての人に対する禁止行為(勧誘行為等) 条例第27条

- 青少年に対して・・・
    - 有害役務営業の接客業務に従事するよう勧誘すること
    - 有害役務営業の客となるよう勧誘すること
    - 有害役務営業の広告文書等を配布すること
  - 青少年に・・・
    - 有害役務営業の接客業務に従事するよう勧誘させること
    - 有害役務営業の客となるよう勧誘させること
    - 有害役務営業の広告文書等を配布させること
- 【30万円以下の罰金】**

### 有害役務営業の停止命令等 条例第29条

- 知事は、有害役務営業者又はその代理人等が第26条第1項・第2項又は第27条の規定に違反する行為をしたときは、有害役務営業者に対し、**6月以内で営業停止を命ずることができる。**  
**【命令に違反した場合：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】**
- 知事は、営業停止命令をしたときは、その者の氏名又は名称、住所等を公表することができる。

### 立入調査等 条例第50条・59条・60条

- 知事及び公安委員会は、その指定する職員に営業の場所に立ち入り、調査、質問、資料の提出要求をさせることができる。(第50条) **【拒否、妨害、虚偽答弁等：10万円以下の罰金】**
- 青少年の年齢を知らないことを理由に処罰を免れることができません。(第59条)
- 違反行為者とともにその法人・雇主に対しても同様の罰金刑を適用します。(第60条)

### 携帯電話端末等による有害情報の閲覧の防止措置 条例第33条及び34条

- 改正の主なポイント
  - フィルタリングに係る義務の主体を、携帯電話事業者だけでなく、契約代理店にも拡大
  - 義務の対象となる端末を、携帯電話端末だけでなく、携帯電話回線を使用するタブレット端末等にも拡大
  - 義務の対象となる回線を、携帯電話回線だけでなく、無線LANやアプリ回線にも拡大
  - 事業者の義務として、説明事項を記載した説明書を保護者等に交付する義務を追加
  - 保護者の義務として、フィルタリング有効化措置を利用しない場合に理由等を記載した書面を提出する義務を追加

#### 携帯電話端末等の使用者が青少年である場合の具体的な手続きイメージ

(※) 携帯電話端末等とは、いわゆるガラケー、スマートフォン、携帯電話回線を利用してインターネットに接続可能なタブレット、携帯ゲーム機、PHS等が該当します。

#### 1. 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の義務

保護者又は契約締結者の青少年に以下について説明し、説明書を交付しなければなりません。

- ① 有害情報を閲覧する可能性がある旨
  - ② フィルタリングサービス及びフィルタリング有効化措置の必要性と内容
  - ③ フィルタリングサービスを利用しない場合の危険性
- (上記①、②は青少年インターネット環境整備法第14条各号の規定)

説明書の交付は電磁的方法により行うこともできます。  
(メール送信、WEBページ表示等)

保護者がフィルタリングサービス、  
フィルタリング有効化措置を利用しない場合

フィルタリングサービスに加入・  
フィルタリング有効化措置を実施

#### 2. 保護者の義務

- ・フィルタリングサービスを利用しない理由等を記載した書面を携帯電話事業者へ提出
  - ・フィルタリング有効化措置を利用しない理由等を記載した書面を携帯電話事業者等へ提出
- 書面の提出は電磁的方法により行うこともできます。

#### 3. 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の義務

下記のいずれかの条件を満たすまで、書面を適切に保存しなければなりません。

- ① 契約終了・解除の場合
- ② 使用者が18歳に達した場合

書面の保存は電磁的方法により行うこともできます。